住宅性能証明申請書

（住宅の新築用）

（第１面）

令和　　年　　月　　日

アール・イー・ジャパン株式会社　殿

【申請者の氏名】

【代理者の氏名又は名称】

下記の工事が租税特別措置法施行令に規定する工事種別への該当性について、業務契約約款の内容について同意の上、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

|  |
| --- |
| ※料金欄（出張旅費を含む内訳） |
| ※受付欄 | ※審査欄 |
| 令和　　年　　月　　日 |
| 　第　　　　　号 |
| 係員氏名　　 |
| ※決裁欄 | ※交付欄 |
| 令和　　年　　月　　日 |
| 　第　　　　　号 |
| 係員氏名　　 |

（注意）

１　建築後使用されたことのない住宅の取得をする場合及び建築後使用されたことのある住宅の取得をする場合については、別に定める「住宅性能証明（取得用）」を使用ください。

２　住宅用の家屋について増改築等をする場合は、別に定める「増改築等工事証明書申請書（贈与税の非課税措置用）」を使用ください。

３　※印には記入しないでください。

（第２面）

|  |
| --- |
| 申請者等の概要 |
| 【１. 申請者】 |
| 【イ.氏名のフリガナ】 |
| 【ロ.氏名】 |
| 【ハ.郵便番号】 |
| 【ニ.住所】 |
| 【ホ.電話番号（連絡先）】 |
| 【ヘ.FAX番号】 |
| 【２.代理者】（代理人申請の場合） |
| 【イ.氏名】 |
| 【ロ.郵便番号】 |
| 【ハ.住所】 |
| 【ニ.電話番号（連絡先）】 |
| 【ホ.FAX番号】 |
| 【３.家屋番号】 |  |
| 【４.所在地】 |  |
| 【５.当該証明書が必要な期日（決済日）】 | 令和　年　月　日 |
| 【６.必要通数】 | □　1通　□　2通以上（1通増しごと+5,100円） |

（注意事項）

１．第１欄は、証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名等を記載してください。なお、証明書が交付されるまでに記載事項に変更がある場合は書面にて変更届を提出ください。

２．第２欄は、申請者からの委任を受けて申請を代理で行う者がいる場合においては、【代理者】の欄に住所及び氏名又は名称等を記載してください。

３．第３欄の【家屋番号】の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号を記載してください。この場合、証明申請時に未決定の場合は証明書を交付する日までに家屋番号届を提出ください。

４．第４欄の【所在地】の欄には、当該家屋の登記簿に記載された所在地を記載してください。

５．この証明書を提出する税務署又は市町村の必要な書面の数に応じて複数通必要である場合又は証明書再発行は、追加１通あたり5,100円を加算します。

（第３面）

申請する住宅用の家屋の区分に応じ、該当する基準の□に✓を記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅用の家屋の新築をする場合 |  | 次のいずれかの基準に適合する場合 |
| □ | 【新築：断熱性能等級・一次エネルギー消費等級】※評価方法基準第５の５の５－１（３）の等級５以上の基準及び評価方法基準第５の５の５－２（３）の等級６以上の基準に適合する住宅用の家屋 |
| □ | 【新築：耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）】評価方法基準第５の１の１－１（３）の等級２以上の基準に適合する住宅用の家屋 |
| □ | 【新築：免震建築物の基準】評価方法基準第５の１の１－３（３）の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 |
| □ | 【新築：高齢者等配慮等級（専用部分）】評価方法基準第５の９の９－１（３）の等級３以上の基準に適合する住宅用の家屋 |

※　特定受贈者が令和６年１月１日以後に贈与により取得をする住宅取得等資金を充てて住宅用家屋の新築（建築確認済証の交付）をする場合に適用

（第４面）

必要図書チェックリスト（申請時に提出するもの）※該当する基準の□に✓を記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出図書等 | 工事着工前に提出する場合のもの | 確認できる図書等（次のいずれか） |
| 共通 | □１　住宅性能証明申請書  |  |
| □２　付近見取図 |
| □３　施工状況報告書（※未記入のもの） |
| □４　建築基準法に規定する確認申請が必要な場合は、確認済証の写し　 |
| 省エネ　 | □１　設計内容説明書【断熱性等級】及び【一次エネルギー消費量等級】 |  |
| ２　次の全て（断熱性等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上）　(＊1)□断熱性等級について　外皮計算書及び断熱構造化部分の位置を明示した平面図・立面図・断面図・矩形図等の設計図書でREJが審査において必要として求めるもの□一次エネルギー消費量等級について　暖冷房設備、照明設備、給湯設備、及び太陽光発電設備（以下「一次エネルギー消費量に寄与する建築設備等」といいます。）の資料等及びそれらの数値を入力したプログラムの結果の計算書並びに、これらの位置及び性能等を明示した平面図、断面図、矩計図及び仕様書　 | ※　左欄の基準を補完する下記のいずれかの確認できる図書（添付図書を含みます。）□１　設計住宅性能評価書□２【フラット35】S（金利Aプランに限ります。）の設計検査申請書（新築住宅）の写し□３　長期使用構造等確認申請書の写し□４　低炭素建築物新築等計画技術的審査依頼書の写し□５　その他の適合証でREJが合理的に審査できるものと認めるもの（例：BELS評価書）（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 耐震　 | □１　設計内容説明書【耐震性】 |  |
| □２　構造計算書、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、軸組図、構造詳細図 (＊1) | ※　左欄の基準を補完する下記のいずれかの確認できる図書（添付図書を含みます。）□１　設計住宅性能評価書□２【フラット35】Sの設計検査申請書（新築住宅）の写し□３　長期使用構造等確認申請書の写し□４　建築基準法に規定する確認済証の写し□５　その他の適合証でREJが合理的に審査できるものと認めるもの（　　　　　　　　　　　　　　） |
| バリアフリー（専用部分）　 | □１　設計内容説明書【高齢者等対策】 |  |
| □２　バリアフリー化構造部分の位置を明示した平面図及び構造詳細図並びに仕様書　(＊1) | ※　左欄の基準を補完する下記のいずれかの確認できる図書（添付図書を含みます。）□１　設計住宅性能評価書 □２【フラット35】Sの設計検査申請書（新築住宅）の写し□３　その他の適合証でREJが合理的に審査できるものと認めるもの　（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考１　「確認できる図書等」に列記した申請書に添付されていた図書又は書類を、そのまま添付いただいても構いません。 |

（第５面）

|  |
| --- |
| 【個人情報の取扱い】１　個人情報を利用する業務の内容及び目的証明者及び証明者が所属する指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関（以下この取扱いにおいて「証明機関」という。）は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。(1) 業務内容ア　住宅税制に係る各種証明に関する検査イ　その他これらに付随する業務(2) 利用目的証明に関する検査の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。ア　証明機関が行う証明業務の実施のためイ　お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のためウ　その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため２　機構等への個人情報の提供検査機関は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第１項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。（例：税務署、地方公共団体の長） |

|  |
| --- |
| 委　任　状令和　　年　　月　　日アール・イー・ジャパン株式会社　殿【申請者の氏名】　　　　　　　　　　　　　　　　　【申請者の住所】私は住宅性能証明申請書に記載の代理者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。記 租税特別措置法施行令に規定する工事への適合性の申請業務に関する手続き、関連図書の作成、訂正及び登録住宅性能評価機関から交付される文書の受領 |